

会議の公開について

川口市介護保険運営協議会の傍聴

傍聴要領

1 傍聴の手続

- (1) 事前申し込みした傍聴人は、会議の開催時刻までに、受付で氏名を記入し、川口市介護保険運営協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は事前に電話により申し込み、定員（5名）を超えた場合は抽選とします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は会議を傍聴するにあたり、係員の指示を遵守してください。
- (2) 傍聴人が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 傍聴人の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- (2) 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により、賛否を表明しないでください。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- (4) 写真撮影、録音、録画等を行わないでください。
- (5) 会場内で飲食または喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- (6) その他、会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

4 会議資料について

会議資料については、会議終了後回収させていただくことがあります。